

お元気ですか つかじさちの

第944号



レター便

日本共産党高知県議会活動報告
2020年4月17日発行
電話 088-823-9524 (議会控室)
088-843-9281 (自宅)

制度の紹介

新型コロナウイルスの影響に対して、以下のような制度が使えます。ぜひ、活用ください。詳細は各相談先の窓口へ。



♥ 生活費に困った時は (相談先: 社会福祉協議会)

緊急小口資金 コロナの影響で収入減となった世帯。無利子、保証人なしで一回に限り、条件によって最大20万円の貸付。返済は最長3年。

総合支援資金 3カ月分の生活費として単身世帯最大45万円、2人以上世帯は最大60万円を貸付。無利子、保証人なし。

👤 個人・世帯向け

住宅確保給付金 離職等で経済的に困窮し、住居を失うか失うおそれにある方。求職活動中の一定期間、家賃相当分を給付。(相談先: 各市町村)

生活保護制度 働いている人、健康な人でも、収入・資産が生活保護水準を下回れば、その水準まで保障できます。(相談先: 各福祉事務所)

🏠 国保料(税)の減免、各種公共料金の支払い猶予

国保料(税)の減免や、社会保険料、電気・ガス・水道料金、NHK受信料などの支払い猶予が使える場合があります。各市町村、税務署や、年金事務所、電力・ガス会社、水道局、NHKなどに確認を。

💰 賃金に関する補償

休業手当 勤め先の指示で休んだ場合は、平均賃金の6割以上を受け取れます。勤め先に確認を。

小学校休業等対応助成金・支援金 子どもの休校に伴い休んだ従業員の給与を支払う事業者に対し、日額8,330円助成。フリーランス・個人事業主には4,100円を助成。

中小業者や農林漁業者向けには、新たな融資制度、助成金などが用意されています。各窓口で詳細をご確認ください。

県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会

4/8から調査・審議を開始
県内で日々感染が広がり、県民のみなさんに多様な不安が広がっています。
県議会として、各種団体の方々と連携をとり、県の実情を把握し、国に要望を提出し、県として何をすべきかを超党派で検討し、国や県に提案の提言を行う予定です。

県議会の報告、また各団体は、県信用保証協会、高知市商店街振興会、県旅館ホテル同業組合、県医師会、県バス協会、県社会福祉協議会、県飲食業関係、県農業協同組合、県建設業協会などです。個人の方々のくらしの声も重要で、ぜひみなさんの声をお寄せ下さい。

ご不安なこと、ご意見は当県議団
088-823-9524へお電話下さい!

高知県の問い合わせ窓口 088-823-9024

経営や健康、暮らしなど相談内容により、県庁の各部局につながります。

県新型コロナウイルス健康相談センター 088-823-9300

発熱、せきなどはこちらに。平日・土日祝日、9時から21時対応。

中小企業の経営支援(県) 088-823-9695

中小企業の事業資金について。平日・土日祝日、8時半から17時15分。

高知県社会福祉協議会 088-844-9007

緊急小口資金などについて。申し込みは、各市町村の社会福祉協議会へ。

雇用関係助成金の窓口 088-885-6052

事業者向け。高知県労働局職業対策課。

日本政策金融公庫 0120-154-505

中小企業や、農林漁業者に対する融資。平日9時から17時。

なるがも日記

No 942



4月3日は、夫の65才の誕生日。4日は長女の誕生日。例年にと長男家族もそろって、さやかなパーティーをするのですが、赤ちゃんと感染リスクを考慮して見送りました。
「緊急事態宣言」と出たのに、損失に対する保償は全く不十分。感染拡大防止への本気度は、国民への財政出動にあらわてます。